

「渥美半島観光ビューロー」シンボルマーク・ロゴタイプ・キャッチコピー  
デザインコンペの質問への回答について

Q：提案書はA3用紙1枚との指示があり、かつ各社2案まで提案可能となっておりますが、提案を2案行いたい場合、提案書はA3用紙1枚に1案とし、2枚提出するということよろしいか。

A：誤解を招く表現で申しわけありません。1社2案ご提案いただく場合にも、A3用紙1枚にまとめてください。

→12月28日に上記の様に回答いたしましたが、その後「可能であればA3用紙1枚に1案として」とのご意見をいただき、検討の結果下記のとおり訂正させていただきました。

【訂正後】

A：各社2案まで提案可能とし、A3用紙1枚に1案をまとめたものを2枚提出、もしくはA3用紙1枚に2案記入したもの1枚を提出のどちらかの方法でご提案ください。

Q：今回、3点（マーク、ロゴタイプ、キャッチコピー）のご提示となりますが、それぞれがわかれて採用ということもあるのでしょうか？（例：マーク&ロゴタイプ=A社、キャッチコピー=B社）

A：わかれての採用はありません。

Q：今回一般公募も募集していますが、一般公募作品が採用されるということもありますか？また一次審査を通過した一般公募作品はプレゼンを行うのでしょうか。

A：一般公募作品から採用させていただく場合もございます。一次審査を通過した一般公募作品については、二次審査でプレゼンをしていただきます。